

品川区公衆浴場施設整備資金利子補助要綱

| | | |
|----|-------------|-----------|
| 制定 | 平成 3 年 5 月 | 要綱第 29 号 |
| 改正 | 平成 13 年 3 月 | 要綱第 61 号 |
| 改正 | 平成 16 年 3 月 | 要綱第 46 号 |
| 改正 | 平成 18 年 2 月 | 要綱第 10 号 |
| 改正 | 平成 21 年 3 月 | 要綱第 34 号 |
| 改正 | 平成 21 年 9 月 | 要綱第 393 号 |
| 改正 | 平成 24 年 4 月 | 要綱第 141 号 |
| 改正 | 平成 27 年 4 月 | 要綱第 84 号 |

(目的)

第1条 この要綱は、浴場経営者が特定金融機関から公衆浴場施設整備資金の貸付けを受けた場合に支払わなければならない利子の一部を補助することにより、浴場設備の近代化を促進し、かつ、浴場経営の安定化、転廃業の防止を図り、もって区民の衛生水準の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浴場経営者 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（平成24年品川区条例第25号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場（以下「普通公衆浴場」という。）を現に経営し、またはその施設を所有する者をいう。
- (2) 特定金融機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 株式会社日本政策金融公庫ならびに株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第14条第1項の規定により株式会社日本政策金融公庫から業務の委託を受けた金融機関および当該金融機関から当該業務の再委託を受けた金融機関
 - イ 株式会社商工組合中央金庫および株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第2条第3項の規定により株式会社商工組合中央金庫の業務を代理する金融機関
 - ウ 東浴信用組合
- (3) 公衆浴場施設整備資金（以下「整備資金」という。） 前号アに掲げる金融機関が株式会社日本政策金融公庫法第11条に規定する業務として行う貸付けに係るもの、前項イに掲げる金融機関が株式会社商工組合中央金庫法第21条に規定する業務として行う貸付けに係るものまたは前号ウに掲げる金融機関が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

第9条の8に規定する業務として行う貸付けに係るものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 普通公衆浴場の建物を建て替える場合に、新築する建物および建替えに伴って設置する設備に要する資金（以下「改築資金」という。）

イ 普通公衆浴場の経営について適正な衛生上の措置を講ずるためまたは当該営業の近代化を図るために必要な施設および設備の設置もしくは整備に要する資金（以下「設備資金」という。）

（補助対象資金）

第3条 この要綱に基づき区が補助する資金は、前条第3号の整備資金のうち次の各号に該当するものとする。

- (1) 貸付期間が30年以内であること。
- (2) 借受けが原則として工事完了後であること。
- (3) 貸付金の償還は、元金均等2カ月賦または元金均等月賦であって、改築資金にあっては、据え置き期間が1年以内であること。

（補助内容）

第4条 区は、特定金融機関から整備資金を借り受けた浴場経営者に対し、借受けにより特定金融機関に支払わなければならない利子の一部を、予算の範囲内で補助する。

（補助を受けることができる者）

第5条 補助を受けることができる者は、整備資金を借り受け、かつ、東京都における同種の利子補助を受けている浴場経営者であって、特別区民税（法人にあっては、法人住民税）を滞納していないもののうち、区長が補助することを適当と認めたものとする。

（補助対象資金の限度額）

第6条 補助の対象とする整備資金の限度額は、借り受ける整備資金の額から東京都の利子補助を受けている資金の補助対象限度額を除いた額であって、かつ、次に掲げる額の範囲内とする。

- (1) 改築資金 1 浴場施設につき100,000,000円。
- (2) 設備資金 1 浴場施設につき 10,000,000円。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改築資金 浴場経営者が借り受けた資金のうち前条の額の範囲内について、借受期間中（借受期間が12年間を超えるときは、借り受けた日から12年間）に支払わなければならない利子額のうち、借受利率を年3.5%（借受利率から3.5%を控除した利率が1.0%未満のときは、借受利率から1.0%を控除した利率）として計算して得た額に相当する額。

- (2) 設備資金 浴場経営者が借り受けた資金のうち前条の額の範囲内について、借受期間中（借受期間が10年間を超えるときは、借り受けた日から10年間）に支払わなければならない利子額のうち、借受利率を年3.5%（借受利率から3.5%を控除した利率が1.0%未満のときは借受利率から1.0%を控除した利率）として計算して得た額に相当する額。

(助成申請)

第8条 補助を受けようとする者は、特定金融機関に整備資金の借受けの申込みをする前に、利子補助金助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の特別区民税または法人住民税の納税証明書
- (2) 借受けに係る工事見積書および図面
- (3) 浴場施設の営業許可書
- (4) 浴場施設の登記簿謄本
- (5) その他区長が必要と認めた書類

(助成決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請に対し、助成することを適当と認めたときは利子補助金助成決定書（第2号様式）により、助成しないことを決定したときは通知書（第3号様式）により通知する。

(申請の撤回)

第10条 助成の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、助成決定の内容または条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(助成決定の辞退)

第11条 補助事業者は、交付決定前に助成決定を辞退するときは、速やかに辞退届（第4号様式）を提出するものとする。

(借受けの申込み)

第12条 補助事業者は、その通知を受けた日から30日以内に、決定に従って、特定金融機関に対し、整備資金の申込みをしなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、30日を超えて申込みをすることができる。

(工事の着工時期および期間)

第13条 補助事業者は特定金融機関から整備資金について借受けの決定を受けた日から90日以内であって、かつ、当該年度内に工事に着手し、工事に着手した日から300日以内に完了しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(変更承認申請)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ利子補助金変更承認申請書(第5号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 助成決定に係る工事内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 助成決定に係る資金の借受け内容を変更しようとするとき。

(変更承認)

第15条 区長は、前条の規定による申請に対し、変更を承認することを適当と認めるときは利子補助金変更承認書(第6号様式)により、また変更を承認しないことを決定したときは通知書(第7号様式)により通知する。

2 区長は、変更を承認する場合において、必要があるときは、助成決定の内容を変更することができる。

(助成決定の取消)

第16条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、助成決定を受け、または整備資金を借り受けたとき。
- (2) 区長の承認を受けずに助成決定に係る工事内容を著しく変更し、または助成決定に係る資金の借受け内容を変更したとき。
- (3) 正当な理由なしに第12条に規定する期間内に借受けの申込みをしなかったとき。
- (4) 正当な理由なしに第13条に規定する期間内に工事に着工しなかったとき。
- (5) 助成決定の条件または区長の指示に従わなかったとき。

2 区長は、前項の規定により助成決定を取り消したときは、助成取消通知書(第8号様式)により通知する。

(工事完了届)

第17条 補助事業者は、整備資金を借り受けた日から60日以内に、工事完了届(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 特定金融機関との金銭消費貸借契約書の写しまたはそれに代わるもの
- (2) 借受け期間中に支払わなければならない利子について、特定金融機関が発行する支払予定計算書
- (3) その他区長が必要と認めた書類

(補助金の交付申請)

第18条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、利子補助金交付申請書(第10号様式)を、1月1日から12月31日までに支払った利子について特定金融機関が発行する利子支払証明書を添えて、翌年の1月3

1日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第19条 区長は、前条の規定による申請に対し、交付することを適当と認めるときは、利子補助金交付決定書(第11号様式)により、また交付しないことを決定したときは、通知書(第12号様式)により通知する。

(補助金の請求および支払い)

第20条 補助金の交付決定を受けた者は、区長が指定する期日までに請求書(第13号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書を受理した日の翌日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(償還方法の変更承認申請)

第21条 補助事業者が天災等の理由により償還が著しく困難になったため償還方法を変更しようとする場合は、あらかじめ償還方法変更承認申請書(第14号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、繰り上げ償還するときを除く。

(償還方法の変更承認)

第22条 区長は、前条の申請に対し、変更を承認することを適当と認めるときは利子補助金交付変更承認書(第15号様式)により、また変更を承認しないことを決定したときは通知書(第16号様式)により通知する。

(交付決定の取消)

第23条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付期間中に浴場経営者でなくなったとき。
- (2) 特別区民税または法人住民税を滞納したとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 交付決定の条件または法令に違反したとき。

(届出事項)

第24条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 補助に係る施設について、火災その他の重大な事故が発生したとき。
- (2) 地震その他の災害により借受金の返還が困難になったとき。
- (3) 前条第1号に該当したとき。
- (4) 整備資金の繰り上げ償還をしたとき。
- (5) 住所、氏名(法人にあっては、名称および代表者名)その他の重要な事項について、変更を生じたとき。

(様式)

第25条 この要綱に定める助成申請書等の様式については、別に健康推進部

長が定める。

(他の規定との関係)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年9月16日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。